①宛名台紙

くるもの

緒に送られて

通知カー

ド」と

②個人番号カード交付申請書

返信用封筒

や口座番号、 員を名乗り、 審な電話等が各地であり、 情報を聞き出そうとする不

(3)

ださい。

に便乗して、 員を名乗り、マイナンバーに便乗して、行政機関の職マイナンバー制度の施行 資産等の個人 とがないように注意してく

話 個人情報を他人に教えるこ

たら、

生活情報センター

(\$983.8400)

B

幡警察署

981

0

等に相談してく

意し、少しでも不安を感じ メール、訪問等には十分注

不審な電話はすぐに切

▽場所

時30分)

▽内容

「なりすまし」の郵便、

B 勧誘に 注

生しています。 むやみにマイナンバーや

審な電

マイナンバー制度 始まりました

10月5日付けで、外国人を含む住民登録 のある全ての人に12桁の番号(マイナンバ ー)が付番されました。順次、マイナンバ ーが記載された「通知カード」が発送され

A123456789

通知カード・個人番号カードに関する問い合わせ

☎0570-783-578(平日:午前8時30分~午後10時、土日

☎0570-078-614 (平日の午前8時30分~午後5時15分)

※各種手続等におけるマイナンバーの取り扱いについて

祝:午前9時30分~午後5時30分)

mass 1234 5678 9012

平成元年3月31日生 性財 女 発行日 平成27年10月 NB日

##○○県□□市Δ△町◇丁目○番地▽▽号

▲ 通知カードの見本 (表)

●郵便局から各世帯への配送状況について

●市の「通知カード」等問い合わせ専用電話

個人番号カードコールセンター

は、各担当課にお尋ねください。

88番号 花子

ていて、おおむね11月末までに簡易書留郵 便(転送不可)で、住民登録の世帯ごとに 届く見込みです。行政手続等で必要となり ますので、大切に保管してください。

令等により限定されていま付、確定申告の手続きなど法 雇用保険・医療保険の手続 ンバーの利用は平成28年1月行政手続等におけるマイナ 1日からで、利用できるのは、 ーの提供を求めることがあ 順次、窓口等でマイナン 生活保護や児童手当の給

ド総合サイト(https://ww ③説明用パンフレット 況については、 w.kojinbango-card.go.jp ※国から各郵便局への差出状 利用は… マイナンバーの ンをご覧ください。 個人番号カー

提供は… あります。 マイナンバ

められた目的以外で利用や提マイナンバーは、法律で定 入手したり、正当な理由なく 他人のマイナンバーを不正に 供を行うことはできません。 提供したりすると、 処罰の対

ります。 なり、勤務先からマイナンバ 業員の健康保険や厚生年金の 加入手続き、源泉徴収等でマ イナンバーを取り扱うことに の提供を求められることが また、 民間事業所でも、 従

> す。 出前講座を開設 象となる場合があります。

出前講座を11月から行いま マイナンバー制度に関する ご利用ください

マイナンバー制度についての問い合わせ

- ■マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178(有料)
- ▶マイナンバーポータルサイト

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

●総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

月11 日は 介 護

> 0 日

11

後1時~4時(開場午後12 ▽日時 11月29日 (日) きっかけにしましょう。 ます。介護について考える なたでも参加していただけ 相談を実施します。 にちなんで、講演会と個別 申込不要、入場無料、ど 介護の日」(11月11日) 午



ースは、

午後1時から講演

※介護に関する個別相談ブ

会終了まで随時受け付けを

行います。

♥問い合わせ

高齢介護課

①窓の断熱改修工事(必須)

問い合わせ

課税課

11月29日(日)

講演会と 個別相談を実施

mまで)

住宅の

を減額します。

悩みなどをご相談くださなっていることや介護の なたでも相談していただけ 包括支援センター)やまば 誠さん ます。この機会に普段気に 談ブースを設置します。 による介護に関する個別相 と・梨の里・美杉会の職員 っとあんしんネット 介護に関する個別相談 (八幡中央病院理学 (地域

Z"

分がいずれも現行の省エネ事を行った住宅で、改修部 ▽平成28年3月31日までの 要する費用の合計が50万円 基準に適合し、改修工事に ①と合わせて②から④の工 間に、次の①の工事、または ら存在する住宅(賃貸住宅 ▽平成20年1月1日以前か を超えるもの。 【減額される要件】

屋の固定資産税額(120 事を実施した場合、その家 の3分の1相当額 熱損失防止改修工 失防止改修工事証明書」 資産税額(120㎡まで) ④壁の断熱改修工事 ②床の断熱改修工事 写しを添付し申請してく と納税義務者の住民票の 機関等が作成する「熱損 する建築士・指定確認検査 内に、建築士事務所に登録 の3分の1相当額を減額。 翌年度分のその家屋の固定 ③天井の断熱改修工事 【減額の期間と範囲】 【手続き】 改修工事完了後3カ月以 改修工事が完了した年の

損失防止改 宅の固定資産税を減額 修工事で

市職員が出前講座(後期分)

市職員が講師となり、市民団体 やグループ等の会議や会合などに 出向き、行政の仕組みや事業、施 策など市民の皆さんの暮らしに役 立つ身近なテーマに沿ってお話し する「出前講座」を行っています。

今年度後期分(12月1日から) の出前講座は表のとおり。なお、 「マイナンバー制度について」は、 11月1日より開設します。

講座の所要時間は意見交換を含 めて1時間程度です(無料)。 ▽利用できる団体

市内に居住または勤務する人で

構成する団体。最低開催人数は10 人です。

※会場の手配や開催のお知らせ、 当日の進行は、申し込まれた団体 でお願いします。

◇申し込み (依頼)

希望される団体は、開催日1カ 月前までに(マイナンバー制度 については随時)、申込書(市 民協働推進課等に設置。市ホー ムページからダウンロード可) に必要事項を記入し、市民協働 推進課へ。

◆問い合わせ 市民協働推進課

/61	マイナンバー制度について	高齢者医療制度について
の出頭	第4次八幡市総合計画について	
	広報やわたについて	地域整備とまちづくり
	個人情報保護制度と情報公開制 度について	橋の維持管理について
	消費生活について	下水道の維持管理について
	八幡市の財政状況について	火災予防の対応策等について
	防災について	救急救命について
	避難所運営について	上水道について
	戸籍について	生涯スポーツについて
	人権問題について	早わかり八幡の歴史(通史)
	女性の人権について	八幡神領の構成と安居神事
	環境問題について	江戸時代の上津屋村
	動物の愛護及び管理について	幕末・明治の八幡
	プラスチック製容器包装回収の 取り組みについて	八幡の地名考
	八幡市観光基本計画について	橋本の渡しと上津屋の渡し
	障がい福祉について	美濃山新開の成立
	児童虐待について	生活に図書館を!
	介護保険制度について	「子どもの読書」どうしたら?
	認知症サポーター養成講座	地方議会について
	健康クイズ	選挙について
100	国民健康保険について	